



News Letter

2014年
12月

中国四国農政局
松江地域センター

地域資源を利活用する飯南木質バイオマスセンター稼働

～飯南町～

私たちの生活は、石油や石炭などの化石資源に依存してきました。しかし、化石資源の大量消費、大量廃棄の社会システムは、地球温暖化の深刻化、廃棄物や有害物質などの増加といった、さまざまな環境問題を引き起こしています。このような状況を踏まえ、限りある資源やエネルギーを持続的に利用し地球の温暖化を抑制するために、バイオマス(食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどの再生可能な、生物由来の有機性資源)を原料とし、化石燃料の代替エネルギーとして再利用することが求められています。今回は、木質バイオマスに取り組んでいる飯南町を紹介します。

島根県飯石郡飯南町では、平成19年からバイオマスタウン構想を策定し、持続可能なまちづくりに向け、豊富な森林資源の「木質バイオマス」を利活用し、バイオマスによる地域産業の発展を推進するため体制整備を図ってきました。

このような中、平成26年10月、飯南町に『飯南木質バイオマスセンター』が完成し、本格稼働しました。

同センターは、飯石森林組合(島根県雲南市)が運営し、「おが粉」40.5m³/日と「まき」33.6t/日の生産能力を有し、酪農家や農家などのニーズにあわせた製品の生産を可能にしています。

「おが粉」は、まず、酪農家に販売されます。酪農家は、敷きわらの代わりに「おが粉」を活用して「ふん尿」の水分調整を行い、水分調整した「ふん尿」を雲南農業協同組合(島根県雲南市)が運営する堆肥センターへ持ち込みます。堆肥センターは、酪農家から持ち込まれた「ふん尿」を堆肥化し農家に販売されます。

「まき」は、一般向けに、農業用ハウスの加温機や、薪ストーブの燃料として販売されます。また、2015年以降は、町内の温泉施設での燃料としても検討されています。

同センターで使用する原材料は、町民又は業者が持ち込む未利用木材(林地残木や間伐材)を活用しています。町が指定する講習を受講した登録者(町民)が持ち込んだ場合は地域通貨(6千円/t)と換券し、業者が持ち込んだ場合は現金(3千円/t)と換金します。これにより、林業技術習得、地域内商店の活性化、里山の再生など、多大な効果があります。

この、「おが粉」の販売により、畜産農家と林業家が連携し堆肥化することによる所得向上や、「まき」の販売による熱エネルギー化により、農家、薪ストーブ使用者等、多様な利用者への経済効果も見込まれています。

地域の森林資源を活用する産業を軸とした中山間地で、環境にやさしく災害に強いまちづくりの振興に着実に取り組まれています。

地域の森林資源を活用する産業を軸とした中山間地で、環境にやさしく災害に強いまちづくりの振興に着実に取り組まれています。



施設外観(左)と施設内の様子(右)



【問い合わせ先】

飯南町役場産業振興課(赤名庁舎)

TEL: 0854-76-2214 FAX: 0854-76-2221

http://www.iinan.jp/



トピックス

「牛乳が好き。」MILK●JAPAN中国四国フォトコンテスト2014 ～島根県から2名の受賞者～

中国四国農政局では、6月1日の牛乳の日、6月の牛乳月間に合わせ、牛乳・乳製品の消費拡大、酪農への理解を深めるため、フォトコンテストを開催しました。11月5日に審査会が開催され、応募いただいた作品の中から各賞の受賞者が決定し、**島根県から2名の方が受賞**されました。



作品名：牛さんの恵みに感謝！

○**優秀賞**（中国生乳販売農業協同組合連合会会長賞）

作品名「牛さんの恵みに感謝！」 島根県松江市 竹下 直邦 さん

○**特別賞**（審査員特別賞）

作品名「もしもしさせてね」 島根県出雲市 田中 ゆみ さん



作品名：もしもしさせてね

詳細は、下記の中国四国農政局ホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/chikusan/pdf/photocon2014.pdf>

トピックス

食品事業者表示適正化技術講座を開催しました！

食に対する消費者の関心が高まるなか、食品表示は消費者が食品を選択する際に重要な手がかりとなるものであり、正確に、分かりやすく、見やすく行われる必要があります。

このため、食品事業者の方には食品表示を行う情報源として、各種法令を遵守した適正な食品表示を行うことが求められています。

松江地域センターでは10月27日と28日に松江市と浜田市の会場において、消費者から信頼される食品表示の適正化を目的として、食品事業者の自主的な取組を促進するために、「平成26年度食品事業者表示適正化技術講座」を開催しました。講座では、①日本の食品表示制度、②適正な食品表示に向けた改善のチェックポイント、③食品表示の適正な実施に向けた取組の重要性、などについて説明を行い、県内外の食品事業者など2日間で105名が受講をしました。



浜田会場の様子

インフォメーション

中国四国農政局に輸出相談窓口を設置しました

農林水産省では、農林水産物・食品の輸出促進に向け「国別・品目別輸出戦略」を策定し、必要な対策などを講じているところです。中国四国農政局では、農林水産物・食品の輸出に関するご相談に対応するため、「中国四国農政局輸出相談窓口」を設置しました。

【お問合せ先】

中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課 担当：伊藤、岡本（内線2152、2173）

電話：086-224-4511 FAX：086-224-7713

詳細は、下記の中国四国農政局ホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/export/>



農林業センサス



平成27年2月1日現在で、2015年農林業センサスを実施します。

○農林業経営体調査（平成26年12月中旬～平成27年2月末）

○農山村地域調査（平成27年4～6月末）

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。

農林業センサスホームページURL：<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/af>

編集：中国四国農政局 松江地域センター

〒690-0001 松江市東朝日町192

TEL (0852)24-7311(内線536) FAX (0852)27-8858 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中（登録はこちらから）<http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>

